

熊本県公報

第 1 1 2 4 4 号
平成 17 年 4 月 1 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入の同意の承認 (八代北)..... (漁政課) 1
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (八代南)..... (") 2
- 定数漁業の許可申請期間の公示..... (") 2
- 指定居宅サービス事業所に係る変更の届..... (介護保険課) 2
- "..... (") 2
- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定..... (身体障害福祉課) 3
- 都市計画、法の事業認可 (八代公共下水道)..... (下水道課) 3
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の廃止の届出..... (精神保健福祉課) 4
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の廃止の届出..... (") 4
- 児童福祉法に基づく事業者の廃止の届出..... (") 5
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定..... (") 5
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定..... (") 5
- 児童福祉法に基づく事業者の指定..... (") 5
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定..... (") 6
- 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱..... (監理課) 6
- 生活保護法の規定による介護機関の指定..... (生活保護・援護課) 6
- 全国自治宝くじ事務協議会への静岡市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更..... (財政課) 7
- 建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領等の制定..... (監理課) 7
- 熊本県展示ほ場委託料交付要項を廃止する告示..... (経営技術課) 23
- 熊本県農村青少年団体表彰要領を廃止する告示..... (") 23
- 熊本県感染症予防計画の変更に関する告示..... (健康危機管理課) 23
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定..... (精神保健管理課) 24
- 熊本県情報ギガハイウェイ用通信回線サービスの調達..... (情報企画課) 24
- 内水面における漁業権免許..... (漁政課) 25
- 漁業権遊漁規則の認可..... (漁政課) 25

公 告

- 都市計画に基づく工事完了..... (建築課) 37
- 平成 17 年度熊本県広報誌「県からのたより」制作業務に係る一般競争入札..... (広報課) 37
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分..... (監理課) 40
- 基本測定の終了..... (監理課) 40
- "..... (") 40
- 熊本県情報ギガハイウェイ用通信回線サービスの調達..... (情報企画課) 40

登 載 依 頼

- 熊本県警察独身職員用住宅の賃貸人の募集..... (警察本部) 43
- 文化財保護法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... (教育委員会) 43
- 熊本県公安委員会告示第 6 号の一部改正..... (公安委員会) 44
- 熊本県公安委員会告示第 7 号の一部改正..... (") 45
- 熊本県警察の交番・駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の一部改正..... (") 45

正 誤

- 平成 17 年 3 月 9 日熊本県告示第 250 号 (知的障害者福祉法に基づく事業者の指定) 中..... (精神保健福祉課) 46
- 平成 17 年 3 月 23 日熊本県告示第 326 号 (指定居宅サービス事業所の廃止) 中..... (介護保険課) 50

告 示

熊本県告示第 363 号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則 (昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。) 第 26

条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、昭和13年4月2日熊本県告示第283号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年4月1日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

八代北加入区

熊本県告示第364号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、昭和13年4月2日熊本県告示第284号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年4月1日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

八代南加入区

熊本県告示第365号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、許可又は起業の許可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
流し網漁業	かに流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海及び熊本有明海
打瀬網漁業	打瀬網漁業	不知火海
打瀬網漁業	えびけた打瀬網漁業	不知火海
手繰第2種漁業	えびこぎ網漁業	天草海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海

2 申請期間

平成17年4月1日から平成17年4月8日まで

熊本県告示第366号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の変更の届出があった。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
KM介護サービス上熊本店 熊本市上熊本3-16-17	事業所の名称	ケンコウ堂上熊本店
KM介護サービス上熊本店 熊本市出町5-40	事業所の名称	ケンコウ堂出町店

熊本県告示第367号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅療養管理】

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
蘇陽町清和村病院組合国民健康保険蘇陽病院 阿蘇郡蘇陽町大字滝上 526	事業所の名称	山都町立国民健康保険蘇陽病院

【訪問介護】

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
月のうさぎホームヘルプステーション 八代市萩原町一丁目9-48	事業所の名称	月のうさぎヘルプステーション
月のうさぎホームヘルプステーション 八代市萩原町一丁目9-48	事業所の所在地	八代市古閑中町 877-7
一の宮町訪問介護事業所 阿蘇郡一の宮町宮地 504-1	事業所の所在地	阿蘇郡一の宮町手野 963-1

【訪問看護】

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
訪問看護ステーション協立水俣市桜井町 2丁目2番28号	事業所の所在地	水俣市桜井町2丁目2番14号

【痴呆対応型共同生活】

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
グループホームきなっせ大和 鹿本郡植木町木留鬼塚 336-2	事業所の名称	グループホーム大和

熊本県告示第 368 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
整形外科	平井 康裕	平成 17 年 3 月 23 日	阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院 阿蘇市黒川 1178
眼科	瀬戸 陽子	平成 17 年 3 月 23 日	医療法人幸翔会瀬戸病院 上益城郡山都町北中島 2806 番地
眼科	米村 尚子	平成 17 年 3 月 23 日	健康保険人吉総合病院 人吉市老神町 35 番地

熊本県告示第 369 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画下水道事業八代公共下水道
- 3 事業計画

(1) 収用の部分

昭和 49 年熊本県告示第 168 号、昭和 51 年熊本県告示第 49 号、昭和 53 年熊本県告示第 242 号、昭和 54 年熊本県告示第 230 号、昭和 56 年熊本県告示第 461 号、昭和 60 年熊本県告示第 207 号、昭和 63 年熊本県告示第 746 号、平成元年熊本県告示第 623 号、平成 3 年熊本県告示第 955 号、平成 6 年熊本県告示第 780 号、平成 9 年熊本県告示第 199 号、平成 11 年熊本県告示第 280 号、平成 15 年熊本県告示第 813 号及び平成 16 年熊本県告示第 795 号の事業地のうち、八代市古城町字一ツ塩屋において事業地を追加する。

(2) 使用の部分

昭和 49 年熊本県告示第 168 号、昭和 51 年熊本県告示第 49 号、昭和 53 年熊本県告示第 242 号、昭和 54 年熊本県告示第 230 号、昭和 56 年熊本県告示第 461 号、昭和